

本契約を証するため、甲乙は署名又は記名押印のうえ本契約書を2通作成し、甲乙各1通保有します。

平成 年 月 日

(利用者 甲)

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 (_____) - _____

(署名代行者)

私は、下記の理由により、甲の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 (_____) - _____

署名を代行した理由 (本人が署名できないため・その他 : _____)

(ご家族様または身元引受人)

私は、以上の契約につき説明を受け、身元引受の責任について理解しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

甲との続柄 (_____)

電話番号 (_____) - _____

(事業者 乙)

当施設は、甲の申込を受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

所在地 京都市伏見区醍醐内ヶ井戸町19番地1

名称 社会福祉法人 伏見福祉会
介護老人保健施設 醍醐の里

代表者 理事長 箕口 新一

電話番号 075-571-5222 ファックス 075-573-7666

(立会人)

私は、(_____)として、この契約に立ち会いました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

介護老人保健施設 醍醐の里 介護保健施設サービス利用契約書

甲(利用者) _____

乙(事業者) 介護老人保健施設醍醐の里

介護老人保健施設 醍醐の里(以下、本施設といたします。)のサービスを利用するにあたり、次のとおり介護保健施設サービス利用契約を締結します。

記

(契約の目的)

第1条 本契約は、介護保険法等関係諸法令の定めるところにより、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、甲の居宅における生活への復帰を目的とします。

2 乙は、サービス提供にあたっては、甲の要介護状態区分、及び本契約書末尾にその写しが添付されている、甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、甲に対しサービスを提供します。

(契約の期間)

第2条 本契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。

ただし、契約期間満了以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

2 前項の契約期間満了の2週間以上前までに甲から更新拒絶の申し出がない場合、乙は甲に対し、契約更新の意思を確認し、本契約と同一内容で更新の意思が確認された場合には、その旨の確認書を取り交わし、本契約末尾に添付します。

3 本契約が更新された場合、更新後の契約期間は、従前の契約期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとします。

ただし、契約期間満了以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

(施設サービス計画)

第3条 乙は、介護支援専門員に、甲のための施設サービス計画(ケアプラン)を作成する業務を担当させます。

2 担当介護支援専門員が、甲のための施設サービス計画(ケアプラン)を作成する際には、甲、甲の後見人、甲の家族、身元引受人等の関係者から事情をよく聞いて、甲の有する能力や置かれている環境に基づいて、甲が最も人間的で自立した日常生活を送られるよう配慮します。

3 甲のための施設サービス計画(ケアプラン)を作成・変更する際には、担当介護支援専門員が計画または変更案の段階で、甲の後見人 または甲の家族(甲に後見人がなく、かつ身寄りがないときは身元引受人)立会いの上、同計画案を甲に対して説明し、同意を得ることとします。

(介護サービスの内容)

第4条 乙は、甲に対し、前条により作成された甲のための施設サービス計画(ケアプラン)に基づき、別紙「重要事項説明書」記載の各種介護サービスを提供します。

2 乙は、甲に対し、前条により甲のための施設サービス計画(ケアプラン)が作成されるまでの間は、甲がその有する能力に応じて自立した日常生活を送られるよう配慮し、適切な各種介護サービスを提供します。

(利用料)

第5条 甲は、乙からサービスの提供を受けたときは、乙に対し、別紙サービス内容説明書の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

(身体的拘束その他の行動制限)

第6条 乙は、甲または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し、身体的拘束その他の方法により甲の行動を制限しません。

2 乙が甲に対し、身体的拘束その他の方法により甲の行動を制限する場合は、甲に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、甲に同意能力がある場合は、その同意を得ることとします。

また、この場合乙は、事前または事後すみやかに、甲の後見人または甲の家族(甲に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人)に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

